平成 29 年 6 月 29 日

指名停止措置の概要

1　指名停止措置業者名

株式会社　共和総業　那覇市泊１丁目１２－１２

代表者　平敷信行

2　指名停止期間

平成 29 年 6 月 29 日～平成 30 年 6 月 28 日（12 か月）

3　指名停止措置の範囲

渡名喜村が発注する全ての工事（下請けを含む）

4　事実概要

（株）共和総業の専務らが、渡名喜村発注工事の多目的拠点施設工事の入札に関し、本村村長から入札の見積額など入札に関する情報を受けたとして、平成 29 年 6 月 16 日に、官製談合防止法違反、公契約関係競争入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。

5　指名停止措置理由

本件については、「渡名喜村における工事等請負契約に係る指名停止措置要領」別表第 2 第 7 号イに該当する。

「渡名喜村における工事等請負契約に係る指名停止措置要領」

別表第 2

措置要件	期　　間
（競売入札妨害又は談合） 7　次のイ又はロに揚げる者がが、村発注工事に関し、競売入札妨害又は談合（以下「談合等」という。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	３か月以上 12 か月以内
ロ　一般役員等又は使用人	２か月以上 12 か月以内